

急性灰白髄炎(ポリオ)生ワクチン投与を行います

受診時は、母子健康手帳と予防票を必ずご持参ください。

●日時

10月12日(火)

午後1時～2時受付

(予約は正午から)

●場所 改善センター・和室

●対象児

・生後3か月から90か月で2回未投与の方

・昭和50年から52年生まれの希望者(有料:500円)

※厚生労働省の調査でこの期間に生まれた方の抗体保有率が低いことが分かっています。

●問い合わせ先
住民課福祉班

☎78-3113(116)

特設行政相談所の開設

10月18日(月)から24日

(日)まで秋の行政相談週間が全国一斉に展開されます。

本町でも次のとおり特設相談所を開設しますので、行政に対するご意見・苦情などがありましたら、お気軽にご相談ください。秘密は固く守られます。

●日時

10月20日(水)

午前10時～午後3時

●場所 役場1階 和室

●対応者

行政相談員 林 生也

●問い合わせ先

総務課

☎78-3111(219)

笑顔咲く

未来の種を その土地に

10月は土地月間、10月1日は

十と一「土」で土地の日です。

土地基本法では、次の4つの基本理念を定めています。

①公共の福祉が優先します

②計画に従った適正な利用が大切です

③投機的な土地取引はいけません

④利益に応じた適切な負担が求められます

土地の有効利用について、みんなで考えましょう。

また、一定面積以上(本町では1万㎡以上)の土地取引をしたときは、契約締結日から2週間以内に権利取得者(買主)が届出をする必要があります。

●問い合わせ先

総務課企画財政班

☎78-3111(218)

耕作放棄地をなくそう!

耕作放棄地とは、1年以上耕作されずに荒廃した農地のことです。放置するとさらに荒廃が進行し、耕作地としての活用が困難になるだけでなく、周辺にも悪影響を及ぼすので、一刻も早く解消していくことが重要です。

また、昨年改正された農地法では「農地の所有者など利用の権利を持つ者は、農地の適性かつ効率的な利用を確保しなければならぬ」という責務規定が新たに設けられ、耕作放棄地の所有者等に対する指導が強化されました。

自分で活用が難しい場合は、農業委員会に貸し出したい旨申し出ることもできます。再生利用の際には、負担軽減の補助事業(2万～10万/10a、荒廃の程度や所在地等によって支援額は変わります。)も用意しています。

●問い合わせ先

振興課自立振興班・農業委員会

☎78-3112(226)

平成22年度第2回家族介護者教室の開催について

在宅で介護をされている家族の方や興味のある方などを

対象に、負担の少ない介護の実践と日頃の介護方法の悩みの解決を目的として、家族介護者教室を開催します。

●日時

10月7日(木)

午後1時30分～午後3時

(午後1時から受付)

●場所 文化センター会議室

●テーマ 腰を痛めない介護のコツと移乗方法

●講師 (株)ミタカ 理学療法士 徳井美由紀氏

●問い合わせ先

町地域包括支援センター(あけぼの苑内)

☎78-4070

水俣芦北権利擁護セミナーの開催について

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の低下した方の「権利擁護」について学び、「権利擁護」の担い手として活動出来る方を育成します。

●日時

10月16日・30日の2日間

午前10時～午後4時

●場所 水俣もやい館3階

●参加費 無料

●問い合わせ先

もやいホール

●問い合わせ先

みなまた観光物産協会

☎63-2079

水俣市地域包括支援センター
☎62-3030

水俣・芦北地域「名物弁当」募集

平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けて、水俣・芦北地域の農林水産品を活用した名物弁当を募集します!

●募集期間 10月1日～31日

●応募方法

振興課自立振興班窓口に備え付けの専用応募用紙でご応募下さい。

●選定方法

選定委員会による書類審査を通過した後、サンプル試食会による最終選定を行います。

●応募対象者

水俣市、芦北町、津奈木町の事業者・個人および任意団体で、食品衛生法に基づく営業許可を持つっており、本事業終了後も独自で販売を継続できること。

●支援内容

専門家等によるアドバイス、販売促進のサポート、その他。

●問い合わせ先

みなまた観光物産協会

☎63-2079